

税に関するQ&A・質問と回答

2. 納税編

■質問一覧

- Q 2-1 都合がつかず納期限までに納められないのですが、どうしたらよいのでしょうか？
- Q 2-2 納付してあるはずなのに督促状が届きましたが、なぜでしょうか？
- Q 2-3 現在滞納していますが、このまま納めないとどうなるのでしょうか？
- Q 2-4 督促手数料とは？延滞金とは？
- Q 2-5 なぜ延滞金は14.6%なのですか？
- Q 2-6 承諾なしに財産を差し押さえられましたが、このようなことが許されるのでしょうか。
- Q 2-7 市税の引落としをする預貯金口座を変更したい場合は、どうすればよいのでしょうか。？
- Q 2-8 納期限が過ぎた納付書でも納められるのでしょうか？
- Q 2-9 残高不足のため口座引き落としが出来なかった、心配です。どうすればいい？
- Q 2-10 なぜ、みずほ銀行等の口座引き落としじゃダメなのでしょうか？
- Q 2-11 誤って二重に税金を納めてしまいました。来期分にしてもらえますか？
- Q 2-12 コンビニへ納付に行ったのですが、納付できませんでした。なぜでしょうか。
- Q 2-13 誤って二重に税金を納めてしまいました。来期分にしてもらえますか？
- Q 2-14 コンビニエンスストアで納付すると手数料がかかりますか？
- Q 2-15 バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか？
- Q 2-16 納期限を過ぎてしまった納付書は、コンビニでは使えないのですか？

■回答

2. 納税編

Q2-1 都合がつかず納期限までに納められないのですが、どうしたらよいでしょうか？

質問：どうしても都合がつかず納期限までに納められないのですが、どうしたらよいでしょうか？

答：納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税の猶予と換価の猶予が認められていますので、事前に市民税務課までご相談ください。市税は、納税者のみなさんに自主的に納めていただくことが本来の姿です。

万一、納期限までに納められない場合は、督促状が送られたり、税額のほかに延滞金を納めなければならなくなります。

納付が困難な場合には、市民税務課収納係（電話 0255-74-0010）まで早めにご相談ください。

Q2-2 納付してあるはずなのに督促状が届きましたが、なぜでしょうか？

質問：納付してあるはずなのに督促状が届きましたが、なぜでしょうか？

答：金融機関で納付の場合、次の点をご確認ください。

- ・領収書に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか？
- ・納期限までに納付していただきましたか？

納期限までに納付いただけなかった場合は、20日以内に督促状を発送しなければなりません。督促状発送直前まで納付確認を行っていますが、金融機関で納付をしていただいているから、市役所で収入確認ができるまでに若干の日数を要します。その間に行き違いで督促状が送付される場合があります（行き違いで届いた督促状は、破棄してください）。

Q2-3 現在滞納していますが、このまま納めないとどうなるのでしょうか？

質問：現在滞納していますが、このまま納めないとどうなるのでしょうか？

答：税負担の公平性を確保するため、各種調査を行い、あなたの財産をやむを得ず差押をすることになります。至急、ご相談ください。なお、差し押えは、動産・不動産、給与、預貯金、生命保険などに対し、行うことになります。

Q2-4 督促手数料とは？延滞金とは？

質問：「督促手数料」とは？「延滞金」とは？

督促手数料は、市税を滞納した場合、早く納めていただくように督促状を送付します（納期限から20日以内に発行され、100円の手数料がかかります）。

延滞金は、納期限内に納税したかたとの公平性を確保するために、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、年 14.6%の割合でかかります。ただし、この割合は納期限の翌日から1月以内の期間については、年 7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については当該期間の属している年の前年の11月30日現在の商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合）となっています。

Q2-5 なぜ延滞金は14.6%なのですか？

質問：なぜ延滞金は14.6%なのですか？

答：延滞金は地方税法によって定められており、年 14.6%（日歩4銭×365日）と非常に高利になっています。

Q2-6 承諾なしに財産を差し押さえられましたが、このようなことが許されるのでしょうか。

質問：承諾なしに財産を差し押さえられましたが、このようなことが許されるのでしょうか。

答：法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに支払われず、市税に滞納がある場合は、滞納者の財産を差し押さえしなければならないと定められています。

しかし、あくまでも自主的に納付されることをお願いするため、督促状を発送した後も、文書や電話・自宅訪問などにより、納付をお願いしますが、それでも納付いただけなかったため、税の公平を保つために、やむを得ずあなたの財産の差し押えを行ったのです。

このようなことにならないよう、納期限までに支払いができない事情がある場合には、早めに市民税務課までご連絡ください。

Q2-7 市税の引落としをする預貯金口座を変更したい場合は、どうすればよいのでしょうか。？

質問：市税の引落としをする預貯金口座を変更したい場合は、どうすればよいのでしょうか。？

答：新たに口座振替を希望する金融機関窓口で、通帳・届出印・納税通知書をお持ちのうえ、口座振替依頼書を提出してください。

Q2-8 納期限が過ぎた納付書でも納められるのでしょうか？

質問：納期限が過ぎた納付書でも納められるのでしょうか？

答：納期限が過ぎた納付書でも、金融機関及び市役所、各支所で納めることができます。ただし、納付金額や納期限からの日数によって、延滞金を納めいただく場合があります。また、納付書を紛失したかたはお早めにご連絡ください。

Q2-9 残高不足のため口座引き落としが出来なかった、心配です。どうすればいい？

質問：残高不足のため口座引き落としが出来なかった、心配です。どうすればいい？

答：口座振替日に残高不足で引き落としができなかった場合については、振替日から約2週間後に再度、振替を行っています。口座振替ができなかったかたには、納付額及び再振替日を記載した口座残高確認のハガキを送付していますので、再振替日の前日までにご入金をお願いします。

Q2-10 なぜ、みずほ銀行等の口座引き落としじゃダメなのでしょう？

質問：なぜ、みずほ銀行等の口座引き落としじゃダメなのでしょう？

答：当市においては、みずほ銀行等の都市銀行は市指定の金融機関となっておりません。全国どこでも納付できる金融機関としては、ゆうちょ銀行を市指定の金融機関としており、口座振替を希望される全てのかたが、ご利用いただけるようになっています。

Q2-11 誤って二重に税金を納めてしまいました。来期分にしてもらえますか？

質問：誤って二重に税金を納めてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。そのままにしておけば来期分にしてもらえますか？

答：他に未納の市税がない場合は、お返し（還付）いたします。「還付のお知らせ」をお送りしますので、受取口座をお知らせください。お知らせいただいた後、1ヵ月程度でお返しいたします。

未納の市税がある場合は、未納分に充当させていただきます。

Q2-12 コンビニへ納付に行ったのですが、納付できませんでした。なぜでしょうか？

質問：コンビニへ納付に行ったのですが、納付できませんでした。なぜでしょうか？

答：納期限を過ぎたため、バーコードの読み取りができなくなったと考えられます。納付する場合は、金融機関の窓口または、市役所・各支所で納付をお願いします。

Q2-13 今までと違う大きさの納付書が送られてきました。金融機関で納付することができのでしょうか？

質問：今までと違う大きさの納付書が送られてきました。金融機関で納付することができのでしょうか？

答：はい。金融機関の取り扱いは今までと変わりません。市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）の4税目は、ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアでも同じ納付書で納付することができます。

Q 2-14 コンビニエンスストアで納付すると手数料がかかりますか？

質問：コンビニエンスストアで納付すると手数料がかかりますか？

答：いいえ、手数料はかかりません。

Q 2-15 バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか？

質問：バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか？

答：はい。全期前納納付書または1枚あたりの金額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでの取り扱いができないため、バーコードが表示されていません。金融機関などの窓口で納付をお願いします。

Q 2-16 納期限を過ぎてしまった納付書は、コンビニでは使えないのですか？

質問：納期限を過ぎてしまった納付書は、コンビニでは使えないのですか？

答：コンビニエンスストアでは、納期限を過ぎた納付書は取り扱いできません。金融機関などで納付してください。